

汚職・腐敗防止基本方針

株式会社アンビスホールディングス

(目的)

第1条 本方針は、汚職・腐敗防止の取り組みに関する拠り処とすべき方針を明らかにすることにより、汚職・腐敗防止の取り組みを推進し、もってステークホルダーおよび社会一般からの信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本方針は、当社および会社法第2条第3号に定める子会社（以下、当社グループという）ならびに当社グループに所属する役職員等に適用する。

- 2 役職員等とは、役員、社員、嘱託社員、パートタイマー、受入出向社員、派遣社員など、当社業務に従事するすべての者をいう。
- 3 当社グループ内のみならず、公務員等および民間の顧客、取引先その他の事業者（以下、「取引先等」という）に対しても、汚職・腐敗防止の徹底を求める。

(汚職・腐敗防止に関連する法令等の遵守)

第3条 役職員等は、各地域で適用されるすべての腐敗防止に関連する法令、本基本方針および社内規程を含む社内ルールを遵守する。

(贈賄の禁止)

第4条 役職員等は、関連ルール等で許容される場合を除き、直接間接を問わず、取引先等に対して、不正な意図をもって、金銭その他の利益の供与またはその申し出や約束を行ってはならない。

- 2 役職員等は、エージェント、コンサルタント、代理店、業務委託先等の第三者を通じて贈賄を指示したり、これらの者による贈賄行為を黙認したりせず、また容認してはならない。

(収賄の禁止)

第5条 役職員等は、その職務に関して、直接間接を問わず、不正・不当な利益の受領またはその要求や約束を行ってはならない。

(記録・保管の徹底)

第6条 役職員等は、財務報告に係る手続を遵守し、すべての取引について正確に会計帳簿に記録し、関連資料を適切に保管する。

(適法な接待・贈答等)

第7条 業務上正当な目的があり適法に提供される取引先等との間の接待、贈答、旅費負担、寄付、賛助または協賛に関しては、「贈答・接待の取扱いに関する規程」に従って適切に運用する。

(体制整備)

第8条 当社グループは、汚職・腐敗防止を徹底するため、以下の体制を整備する。

(1) 内部監査

「内部統制規程」に掲げる法令定款遵守体制の整備・運用状況について、業務執行部門から独立した内部監査室により毎年の内部監査を実施しており、汚職・腐敗等不正リスクを含め、日々のあらゆる業務が適正に行われているかを確認する。

(2) 相談通報窓口

当社グループ内における汚職・腐敗等の違法・不正・反倫理的行為を早期に認識し是正を図るべく、「内部通報制度運用規程」に基づき通報処理体制を整備する。

(3) ESG推進委員会

汚職・腐敗防止を通じた社会・地域からのさらなる信頼獲得の実現は、サステナビリティに関し取り組むべき重要課題であり、取締役によって構成される ESG 推進委員会が統括して推進する。

(方針の改廃)

第9条 本方針の改定および廃止は、取締役会の決議による。

付 則

2023年4月24日 施行

以上